

「相談支援」重要事項説明書

重要事項説明書は、当センターが相談支援契約の締結を希望される方に対して、施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを説明するものです。

1. 事業所

名称	美濃加茂市児童発達支援センターカナリヤの家
所在地	岐阜県美濃加茂市本郷町2丁目8番25号
電話番号	0574－25－1260
代表者氏名	美濃加茂市長 藤井浩人
設立年月日	昭和52年4月1日

2. 事業の概要

事業の種類	指定特定相談事業（事業所番号 2131200202）平成26年4月1日指定 指定障害児相談支援（事業所番号 2171200047）平成26年4月1日指定
事業の目的	・対象児の心身の健やかな発達を促す為に必要な支援・相談を行う ・対象児や保護者の人格や意思を尊重した利用計画や相談を行う。
管理者氏名	（職名） 石原京子 （専任・兼任）
事業所の運営方針について	・日常生活における身辺自立、集団生活への適応、運動、ことば、人との関係などの育ちに向け、個々に応じた利用計画を作成する。 ・地域の関係機関と連携し、総合的なサービスの提供を行う。
開設年月日	平成26年4月1日

3. 事業実施地域

美濃加茂市内全域。ただし、市長が必要と認めた場合はその限りではない。

4. 営業時間

休所日	(1)日曜日及び土曜日 (2)国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 (3)12月29日から翌年の1月3日までの日（(2)に定める日を除く。） (4)所長が特別の事情があると認めたときは、これを変更することができる。
サービス提供時間	8時30分～17時15分

5. 職員の体制

＜事業所の職員体制＞※職員の配置は、指定基準を遵守しています。

職種	専任	兼務	職務の内容
・所長		1名	事業所の管理・運営
・相談支援専門員	1名	1名	関係機関との連絡調整。相談支援活動への適切な支援。
・相談支援専門員 *医療的ケア児等コーディネーター養成研修了	1名		関係機関との連絡調整。相談支援活動への適切な支援。医療的ケア児養成研修を終了し、専門的な支援。
・発達相談員	1名		発達の心配なお子さんについての相談。

6. 事業所の施設設備の概要

事業所の施設設備の概要は以下のとおりです。

職員室	相談支援デスク	
相談室	相談室 1室	
会議室	会議室 1室	※療育部門と共有
運動機能訓練室等	運動機能訓練室 1室	※療育部門と共有

7. 事業所が提供するサービスと利用料金

(1) 相談支援

利用者及びその家族に面接して、利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等を確認し、利用者の希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握を行います。

(2) 利用支援計画の作成

児童発達支援等に係る通所支援や福祉サービス等を受ける為の「利用計画」の作成を行います。
「利用計画」作成に当たっては、サービス担当会議を行います。

(3) 「モニタリング」

実態に合った相談支援が提供できるように、対象児の発達の経過や生活状況、保護者の方の思い等の把握ができるように定期的に面談やサービス担当者会議等を行います。
「利用計画」は、契約更新時または必要に応じて変更します。

(4) 利用者負担額

児童発達支援等に係る通所支援や福祉サービスの利用の支援（「利用計画」作成）や、継続支援（モニタリング）に伴って相談支援給付費が、美濃加茂市より全額給付されます。
相談給付費は、本事業所が代理受領いたします。
※代理受領明細書にて、相談支援給付費の報告をいたします。

